

Title	報告二：競争法と通商法の調和に向けて
Sub Title	
Author	田村, 次郎(Tamura, Jiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.12 (2012. 12) ,p.128- 140
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：平成24年度慶應法学会シンポジウム"国際貿易の将来と外交"
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20121228-0128

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

報告二

競争法と通商法の調和に向けて

法学部教授 田村次朗

一 はじめに

国家が市場経済を規律するための法として、独占禁止法に代表される競争法がある。一方、国家間の経済活動を規律するための法として通商法があり、自由貿易の促進のために締結された G A T T (関税と貿易に関する一般協定 = General Agreement on Tariffs and Trades) や W T O (世界貿易機関 = World Trade Organization) などがその中心となる。

一九九〇年代初頭、当時の欧州委員会副委員長で競争政策・金融機関担当のレオン・ブリタン卿 (Sir Leon Brittan) は、G A T T における通商法と競争法との調和を提唱した。国内では競争法が企業間の競争を促進させ、国家間では自由貿易を掲げて通商法が貿易競争をさせているが、この通商法と競争法が、一体

になる方向で調和すべきだという考え方である⁽¹⁾。競争法が国際化し、貿易のフレームワークのなかで競争法を生かしていくという、国際独占禁法のようなイメージが理想であると考えられる。国家間で法的なフレームワークをつくることは、それほど容易なことではなく、また国家間で同じような競争のルールをつくるための壁も厚く、道のりは遠い⁽²⁾。

例えば、競争法でも通商法でも「ダンピング」という言葉が使われる。日本における競争法である独占禁止法 (独占禁法) でいえば、独占規制や不正な取引方法の規制における「略奪的価格設定」あるいは「不当廉売」のことである。そして、競争法における「ダンピング」とは、コスト割れを継続的に行うことが基準として設けられているケースが多い。すなわち、競争

法の「ダンピング」では相手事業者の事業活動を困難にしようとしてコスト割れで販売しているという客観的な証拠を必要とするのである。

それに対して、通商法で使われる「ダンピング」は、名称は同じであるが、その基準が異なっている。かつて日本は、対米輸出において「ダンピング」と認定される⁽³⁾ことが頻繁に起こり、この通商法の「ダンピング」の基準は、コスト割れを必要としない。すなわち、ある国からある国へ輸出する際に価格差があり、それが相手国の産業に重大な損害を与えるのであれば、それだけで「ダンピング」の要件を満たしてしまう⁽⁴⁾。

あらゆる国で、同価格でモノを販売することは現実には不可能である。それぞれの市場価格に合わせてモノを販売するので、価格差が生じるのは当然のことである。しかし、この当然生じる価格差が「ダンピング」の要件を満たした⁽⁵⁾ことになり、残る要件は当該産業に損害を与えているかどうかということになる。各国とも自国の当該産業に損害が出ていると主張する。しかし、当該産業が衰退し始めたから輸入が増えたのか、輸入が増えたから衰退したのか、またそれがダンピングによるものなのか、その判断は恣意的になりがちで、

国際レベルでの「ダンピング」認定はいわば政治的に行われる恐れがある⁽⁵⁾。

このように、「競争法と通商法の調和」は容易なことでは達成されないようにも思われる。そこで以下では、通商政策の変遷を概観し、通商政策の背景の変化と貿易における競争政策の重要性について考察したうえで、競争法と通商法の調和の可能性について探ることにしたい。

二 通商政策の変遷

1 自由貿易体制へ

一九二〇年代から第二次世界大戦にかけて、世界は「ブロック経済の時代」と呼ばれた。経済のブロック化によって世界経済の混乱と停滞が引き起こされ、結果的に日本は不幸な戦争に参戦することを余儀なくされたのである。

それに対する反省から、第二次世界大戦後は自由貿易主義が標榜された。一九五〇年代にかけてGATTとIMF（国際通貨基金）からなるブレトンウッズ体制が確立され、その後もOECD（経済協力開発機構）などでは、競争を重視して自由貿易を促進するという

考えのもとにさまざまな議論が行われた。すでに、当時、国際貿易機関を設立するという提唱もなされていた。しかし、国際社会はそれに対する準備がまだできていなかったため沙汰やみになった。⁶⁾そして、それから五〇年ほど経った一九九五年に悲願の WTO は設立されたのである。

2 G A T T 東京ラウンドと非関税障壁

G A T T のもとでもさまざまな問題が発生した。例えば、G A T T の最大の目的は関税の引き下げだったが、それがある程度実現するようになると、次には非関税障壁の問題が顕在化するようになったのである。

輸入時に煩雑な手続きなどを要求することなどによって実質的に輸入を制限することを非関税障壁とい⁷⁾う。一般的には、関税を引き下げると輸入が増加するが、非関税障壁が存在すれば輸入は増加しない。実際、一九六〇年代から七〇年代にかけて、主に日本が非関税障壁の非難の対象になった。⁸⁾そして、一九七三年から七九年にかけて行われた G A T T 東京ラウンド(多角的貿易交渉)では、この非関税障壁が問題視され、これに対して有効な対処策を講じないかぎり、自由貿

易は進展しないという認識が広まった。⁹⁾

3 日米の貿易不均衡と通商摩擦

一九八〇年代は日米通商摩擦の時代だった。日米の貿易不均衡の原因は、日本の非関税障壁だけではなく、アメリカ側にも問題があったといわれている。その結果、日本側が輸出自主規制を行うという、自由貿易に逆行する管理貿易的な措置も横行するようになった。

さらに、日米貿易不均衡の是正を目的として一九八九年から九〇年にかけて行われた日米構造協議(Structural Impediments Initiative: SII)では、日本の競争法である独占禁止法についても議論された。日本の独禁法は機能していないとして、アメリカは、規制緩和や日本の競争政策の在り方に対して強く改善を求めたのである。¹⁰⁾

一方、通商法を使って、日本からの輸出に対してダンピングの認定を頻繁に発動するようになった。ダンピングが多く発動されたのは、前述のように、コスト割れしていなくても、自国産業への損害という論理で適用できるからである。

また、G A T T では無差別原則を基本ルールとし、

WTOになってからもその原則は引き継がれた。例えば、輸入が急増した場合には「セーフガード」を発動することができ、それは特定国に対してではなく、無差別に行わなくてはならない。しかし、ダンピングは無差別原則が適用されない。したがって、アメリカが日本などを狙い撃ちにして、ダンピングをしたので、日本からの輸入だけを止めるというロジックを使うことができる。このような状況から「ダンピング」認定は、政治的な道具として使われているという印象をぬぐいさることはできない。

4 WTO設立とその求心力低下

一九八六年から九三年にかけて行なわれたGATTウルグアイ・ラウンドでは、関税撤廃に加え、サービス貿易や知的所有権の扱い方、農産物の自由化などについて交渉が行なわれ、GATTを発展させて一九九五年にWTOを設立するまでに至った。ウルグアイ・ラウンドは、その意味では画期的な成果を上げたといえる。

しかし、一九九〇年代に入ると、国際社会の歪みが同時進行で表面化するようになった。その端的な例が

加盟国の問題である。すでにGATT/WTOには約一五〇カ国が加盟し、南北問題が発生しているなかで、各国とも実現困難な約束をせざるをえなかったからである。

GATTの時代はいわば先進国中心であり、したがって議論や取り決めを行ううえでは、ある種の共通の土俵があった。しかし、途上国の加盟が増えれば増えるほど、対立が顕著になり、その一方で、審判の仕組みを強化した紛争処理システムの確立を目指した。それは自由貿易推進のためには素晴らしい試みかもしれないが、そもその制度設計は時期尚早の感があり、コンセンサス形成の限界が見られるようになった¹⁾。

シアトル閣僚会議の失敗はその顕著な例である。一九九九年一月にシアトルで開催された第三回WTO閣僚会議では、ウルグアイ・ラウンドに続く新ラウンドの立ち上げを目指したが、懐疑的な途上国の反対などもあって合意に至らなかったのである。

5 FTAの時代へ

二〇〇一年にドーハで開催された第四回WTO閣僚会議で開始が決定されたドーハ開発アジェンダでは、

さらなる関税引き下げ、サービス貿易の自由化、途上国の開発促進など多岐にわたったため、各国が対立し、交渉は難航・長期化している。⁽¹²⁾

ドーハ開発アジェンダが難航している要因としては、一つには頻発するテロがある。また、いまの国際社会が自由貿易を推進するほどの余力がないこと、⁽¹³⁾さらには、途上国側が先進国側のルールに束縛されるのを嫌っているという面もある。その結果として、それぞれの地域の中で、共通のルールで自由貿易を推進するという F T A (自由貿易協定) 戦略が、貿易政策の主流になりつつある。

国際的な自由貿易推進を目指す W T O としては、F T A は望ましいことではないかもしれない。しかし、W T O における議論や交渉が停滞している状況においては、F T A、E P A (経済連携協定) や T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) などを模索することによって、そのバランスの中で自由貿易の推進を考えていくしかない時代が到来しているといえる。⁽¹⁵⁾

三 通商政策の背景の変化と新しい通商政策 1 通商政策の背景の変化

いま、通商政策の背景は四つの点で大きく変化している。

第一は、経済成長によるプレイヤーの変化である。従来は O E C D 諸国 (先進国) が通商の主たるプレイヤーだったのが、目覚ましい経済成長を遂げた中国やインドをはじめとする B R I C S などの新しいプレイヤーが台頭してきたのである。その結果、従来のコンセンサスは崩壊し、新しいフレームワークが生まれつつある。⁽¹⁶⁾

第二は、通商問題の多角化である。実際、貿易と環境の問題や労働問題まで、交渉の裾野が広がっている。また、企業の海外進出と海外投資の保護も大きなテーマになっている。貿易を行うことで国境を意識するような状態から、相手の国の中に入ってビジネスを行なうという構造に移行すればするほど、国内の競争法の問題とせざるをえなくなり、単なる貿易レベルの話だけでは物事の解決が難しい時代に入ろうとしている。

第三は、「情報通信革命」で、これが通商問題の多角化にさらに拍車を掛けている。インターネットなどによる情報共有速度が大きく進展し、例えば、取引の仕方が大きく変化している。⁽¹⁷⁾「電子商取引」について

は、かねてからWTOレベルで議論されていたが、「電子商取引」という言葉自体がすでに古く感じるほど、当然の取引のようになっていく。インターネットを使った企業のグローバル展開が現実のものとなり、特にソフトウェアの取引はグローバルなレベルで行われている。したがって、関連するルールも変えていかなければならない。

第四は、自由貿易体制による相互依存の進展である。関税障壁の削減と自由貿易推進によって、世界的な相互依存はいっそう進展した結果、企業行動の自由度が上昇した。第二次大戦後の自由貿易体制がそれなりに機能してきた結果として、現在のような円滑な貿易が行われるようになった。

2 WTOとFTAの相互補完関係

そのような状況の中で、WTOの役割も変化している。従来の発想では、WTOが通商政策を牽引して、各国がそのルールに従うということだった。しかし、今後の新しい展開としては、WTOとFTA、EPAが相互に連携し、影響を与え合うことで、比較優位による通商体制の安定化を図ることが望ましい。いわば、

WTOとFTAの緊張関係が発生すると同時に、どのように協調するのがポイントになっているという点⁽¹⁸⁾とである。

3 国内法の調和

前述のように、国境を意識でき、とりわけモノの貿易が中心だった時代には、輸出入を明確にイメージすることができた。しかし、企業が相手国内で活動するような時代には、自由な企業活動の保護などが問題になり、相手国の国内法も重要な課題になってくる。広い意味では、これも通商政策であり、相手国内での内国民待遇などを確保することができ、いかにフェアな状態で競争ができるかがポイントになってくる。

しかし、それぞれの国の国内法が問題になると、法のリスクの問題も出てくる。アメリカやヨーロッパ、日本では、もう大きな問題にはならないが、法が未整備である国において、あるいは執行機関が恣意的に運用するような国においては、国内法が問題となるが、そこまで介入することは困難である。したがって、これだけ相互依存が高まっている中で、法のリスクを放置し、競争条件が公平でない国は、結局、投資家や企

業の参入意欲を阻害してしまうことになる。それは、競争に悪影響を与え、ひいては経済成長にマイナスの影響を与えることになる。したがって、そのような国においては、投資または参入する魅力のあるような市場を持つことが必要になる。

例えば、一時代前の日本を例に挙げると、行政が非常に強い力を持っていて行政指導ができるという状態は恣意的だということ、法のリスクがあると見られていた¹⁹⁾。現在、日本の状況は大きく改善されているものの、行政指導に関しては、G A T T や W T O パネルでは、日本の行政指導は法的拘束力を持つものであると認定されている²⁰⁾。したがって、これは法ではなく「単なる行政指導だ」と抗弁しても、問題視されるということもある。

四 貿易における競争政策の重要性

1 競争法の制定

以上のように「国内における投資と競争」という視点で考えていくと、通商政策だけではなく競争政策が重要になってくることがわかる。

実際、一九九〇年代以降、競争法を整備している国

は一〇〇カ国以上ある。また、刑事罰等も含めて競争法の執行を強化している国も、アメリカ、カナダ、日本のほかインド、インドネシア、イスラエル、南アフリカ、韓国、台湾、タイなどに増えている。

しかし重要なのは、どの程度の運用をするかということであり、法の整備だけでは答えを出したことはない。今後、中国をはじめとするいくつかの国では、競争法の整備と運用が重要となるが、仮に競争法が制定されたとしても、運用面での温度差などが大きな課題として残されるだろう。

2 競争法の国際調和

競争法の国際調和に関しては、ネガティブなことばかりではない。競争法執行の手続面および実体面の収斂を促進することを目的として二〇〇一年に発足した国際競争ネットワーク (ICN: International Competition Network) は、当初の予想以上に機能している。公正取引委員会(公取委)によれば、二〇一二年一〇月一日現在、一一一か国・地域から一二七の競争当局が ICN に参加している²¹⁾。また、各国の競争当局だけではなく、国際機関や研究者、弁護士等が非政府アダイ

ザー (Non-Governmental Advisors: NGA) として参加し、まさにその名前のとおりの「競争法に関する国際的なネットワーク」として、競争法の国際調和に向けての動きを加速させている。

さらに、各国間で執行協力協定が締結され始めている。従前は、相手国に対する域外適用などで国家間での紛争も起きた。しかし現在は、先進国はほぼ類似した競争法を持っており、それらの運用に関しては協力するようになってきている。各国との情報交換、共同執行体制が充実してきているので、グローバル企業などに対してもそういう形で規制を行うことができる。ちなみに、日本はアメリカ、ヨーロッパなどと執行協力協定を結んでいる。

3 国際カルテルの摘発強化

執行協力協定によって、日米欧の国際カルテルの執行が強化された。例えば、二〇〇七年五月に、マリリンホース（原油を海上のタンカーから陸地の貯蔵施設に移すときに使うホース）の販売での国際的な価格カルテルに関与したとして日欧企業の幹部八人が米司法当局に逮捕された「マリリンホース国際カルテル事件」⁽²²⁾が

る。二〇〇八年二月には、日本の公取委も、マリリンホースをめぐる国際カルテルを結んでいたとして、独禁法違反（不当な取引制限）でイギリス・フランス・イタリアのメーカー四社と日本のブリヂストンに対して排除措置命令を出している。⁽²³⁾

この事件では、カルテルに加わっていた日本の横濱ゴムがリニエンシー制度（減免措置）を利用したことが知られている。リニエンシー制度とは、談合やカルテルにかかわった企業であっても、司法当局などの立ち入り調査や捜索前に、証拠や書類をそろえて自己申告すれば、課徴金や刑事告発を免除または減額される制度である。アメリカが最初にこの制度を導入して、ヨーロッパがそれに追随し、日本は二〇〇五年から導入している。

カルテルの摘発はこれまできわめて難しかった。しかし、課徴金や刑事告発を減免してもらえるのであれば、いち早く自己申告した方が得だという「囚人のジレンマ」の心理が働き、独禁当局の捜査の手が伸びているという恐れを感じると、すぐに駆け込んでくるということが、現実に起きている。国際カルテルへの執行強化、カルテル・談合を厳罰に処すべきだという国

際的コンセンサスは形成がなされるようになってい
るのである。

4 独占・合併規制の国際性

独占に関しても、国際的に規制しようという動きが
出ている。マイクロソフト、インテル、そしてグーグ
ルのような巨大企業が存在が、各国でほぼ同じように、
競争への懸念を生み、競争法（独禁法）上の問題を発
生させているからである。そこで各国では、他国の規
制を相互参照しながら、ほぼ同じような運用が行われ
ている。その意味では、法規制の国際調和が進んでい
るということである。

ただし、合併規制については難しい問題がある。合
併は、各国の産業政策と競争政策の緊張関係があり、
どこの国の企業が合併するかで各国の思惑が変わって
くるからである。その典型的な事例が、「GE・ハネ
ウエル事件」⁽²⁴⁾である。アメリカのGEとヨーロッパの
ハネウエルは、ともに航空機エンジンの巨大企業であ
り、二〇〇〇年にGEがハネウエルを取得する意図が
あることを発表した。しかし、GEによるハネウエル
の事実上の吸収ということもあってアメリカの独禁当

局は合併を承認したが、欧州委員会の独禁当局は合併
を否定したのである。

また、中国では二〇〇九年三月に中国商務部が、米
コカ・コーラによる中国最大の果汁メーカー中国匯源
果汁集団 (China Huiyuan Juice Group Limited) の買収
を認めないと発表した。⁽²⁵⁾二〇〇八年八月に施行された
中国の独禁法ではじめての適用であるが、これについ
ては中国の国内産業を守りたいという思惑が働いたの
ではないかといわれている。

このように、各国の司法当局の判断が異なることは
好ましいことではない。したがって、合併規制などに
ついても国際調和が必要となる。

五 貿易促進と国際競争法

1 先進国と途上国の意見の相違

競争法の国際調和は着実に進展しているが、国際独
禁法の制定は可能だろうか。前述のように、WTOで
はGATTの時代から「貿易と競争」というテーマで
取り組みが行われてきた。しかし、二〇〇一年のドー
ハ開発アジェンダでの議論の失敗で、その議論はほぼ
停止状態であった。その最大の理由は、先進国と途上

国の意見の相違⁽²⁶⁾にある。

最も厳格な競争法を持つ国であるアメリカは、自らの基準で競争法を適用することを主張している。極論すれば、アメリカの基準でなければ国際競争法をつくるインセンティブを持っていないのである。WTOではさまざまな国が集まり、先進国・途上国それぞれの意見があるので、例えば、原則違法のカルテル規制ですら合意ができるか分からないというような状況であり、アメリカとしては、議論にも参加したくないという状況である。⁽²⁷⁾

一五〇以上の加盟国があり、しかも競争法の程度が違う国々が集まるようなWTOの場では、当然のことながら、かなり水準を下げた国際競争法の話しかできない。日本など多くの国としてみれば、このような議論でも進めるべきだと考えていたが、その温度差は大きいといわざるをえない。

このような問題の原因は、先進国の水準で、競争法の調和を図ろうとしていることにある。途上国にしてみれば、先進国からの視点による競争法調和に対して、反発を覚えるのは当然であろう。⁽²⁸⁾ 先進国、途上国両者の意見を無視した競争法モデルは受け入れられない。

現段階では歩み寄りの可能性は低いといわざるをえない。

2 貿易促進と国際競争法

一方でFTAやTPPにおける各国の国内規制を調和させるための議論は進展している。部分的な競争法の調和・統一化への道が開かれつつあるということである。また、OECD、ICNや執行協力による先進国同士の情報共有も進展している。さらに、多国籍企業の活動と投資誘導への各国のインセンティブもある。したがって、望ましい競争政策に関するコンセンサスを形成できる可能性は残されている。

さらに、FTAやEPAなどの地域連携協定においては、共通の土俵を認識している国同士の場で、WTOではできないような競争政策の調和が進展している。例えば、日本は今、国内の競争法を持たないシンガポールや、国内法を持つメキシコとFTAを結んでいるが、それぞれの国内法を可能な範囲で適用するというような表明をしている。

いずれにしても、国際的な競争法の必要性の認識は深まっており、二国間レベルや、実務当局の議論と

いったボトム・アップ型コンセンサスが新しい通商秩序を形成することが期待される⁽²⁹⁾。

六 おわりに

グローバル経済の次の焦点は、各国の法制度の調和であり、競争法は重要な分野の一つである。相手の国に入って、その国の中で公正かつ、自由な競争条件を整えてはじめて自由貿易ができるからである。

例えば、日本とアメリカは電気通信分野で摩擦をくり返してきた⁽³⁰⁾。サービス貿易の分野で日本の市場に参入したいというアメリカの思惑があったからである。実は、「サービス貿易」という言葉はアメリカのアイデアである。本来、サービスは貿易できるものではなく、サービスは相手の国の中に入って競争することしかできないはずである。それを「サービス貿易」という言葉を導入した理由は、WTOのフレームワークの中で相手国に対して、当該分野の自由化を迫るといって考え方があったからである。これはアメリカがWTOレベルでも、競争ルールが必要であることを、間接的に認めていることでもある。

金融や電気通信などの日本の重要な関心事項と思わ

れる分野に関する貿易についても、国内の競争条件がテーマになってくる。したがって、その整備が必要になり、今後はそれが国際社会で調和されていかなければいけないという流れになっていくはずである。

FTA、EPA、あるいはTPPの議論においても、各国の法制度、とりわけ競争法により同条件の土俵（レベルプレイングフィールド）が確保されない限り、真の意味での自由貿易は実現されないだろう。競争環境の整備こそが、経済成長につながるというコンセンサスは広がり、競争政策の重要性は国際的に認識されつつあることも、また事実である。自由貿易を進展させるためには、さらなる競争法の調和が必要不可欠なものとなっていくであろう。

(1) 当時競争政策担当委員だったカール・バンミール氏 (Karel van Mierl) と共同で提出した文書についての詳細は、本田直志「競争政策・競争法とWTO — 国際的な反競争行為の規制のあり方をめぐって —」日本経済法学会年報二六号 (二〇〇四) 一七頁を参照。

(2) Hubbauer Gary and Kim Jisun, *International com-*

- petition policy and the WTO*, 54(2) THE ANTITRUST BULLETIN 327, 329 (2009).
- (3) 小室程夫『国際経済法』（信山社、二〇一一年）一四四頁。
- (4) John H. Jackson, THE WORLD TRADING SYSTEM LAW AND POLICY OF INTERNATIONAL ECONOMIC RELATIONS 252 (The MIT Press, 1997).
- (5) 田村次朗『WTOガイドブック』（弘文堂、二〇〇六年）八八頁。
- (6) John H. Jackson, *Perceptions About the WTO Trade Institutions*, 1 WORLD TRADE REV. 101, 103-104 (2002).
- (7) Robert W. Staiger, Non-tariff Measures and the WTO, ERSD-2012-01 WTO STAFF WORKING PAPERS 1, 2 (2012).
- (8) 岩田一政「競争政策と不公正貿易措置」貿易と関税四五巻一号六三頁。
- (9) Jackson, *supra* note 5, at 106.
- (10) 詳細については、David Flath, *A Perspective on Japanese Trade Policy and Japan-US Trade Friction*, 151 CENTER ON JAPANESE ECONOMY AND BUSINESS WORKING PAPERS, 1998 を参照。
- (11) 小室・前掲注(3)一四頁。
- (12) Gary and Kim, *supra* note 2, at 327.
- (13) 例えば、サービス貿易自由化については各国の規制内容が不明瞭であるため、交渉が難航している。高澤美有紀「WTOドーハ・ラウンドにおけるサービス貿易自由化交渉」レファレンス五六巻一一号一六〇—一六一頁。
- (14) 小室・前掲注(3)一二頁。
- (15) 田村・前掲注(5)一八五頁。
- (16) 小室・前掲注(3)一八一—一九頁。
- (17) Frederick M. Abbott, *Future of the Multilateral Trading System in the Context of TRIPS*, 20(3) HASTINGS INTL & COMP. L. REV. 661, 661-662 (1997)
- (18) Mitsuo Matsushita, *Proliferation of Free Trade Agreements and Development Perspectives*, 1 (Law and Development Institute Inaugural Conference, 2010).
- (19) 岩田・前掲注(8)六三頁。
- (20) 日本の政府による写真フィルム・印画紙の国内流通システムが輸入品の国内市場アクセスを阻んだと問題になった事例として、Panel Report, *Japan-Measures Affecting Consumer Photographic film and Paper*, WT/DS44/R31 (March 1998) を参照。

- (21) 公正取引委員会「国際競争ネットワーク(ICN)のしくみ」<http://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaikatudo.html>.
- (22) Department of Justice, *Eight Executives Arrested on Charges of Conspiring to Rig Bids, Fix Prices, and Allocate Markets for Sales of Marine Hose* (May 2, 2007).
- (23) 「(株)ブリヂストンほか四社に対する件」(公取委排除措置命令平成二〇年二月二〇日審決集五四卷五一一頁)。
- (24) 欧州委員会決定にのっとり General Electric/Honeywell, Case No COMP/M. 2220 (July 3, 2001).
- (25) 「商务部关于禁止可口可乐公司收购中国汇源公司审查决定的公告」(中华人民共和国商务部公告 第二二二〇〇九・三・一八)。
- (26) 小室・前掲注(3)四八一頁、栗田誠「競争法の国際ルール形成と開発途上国による法制化の影響」今泉慎也編『国際ルール形成と開発途上国』(アジア経済研究所、二〇〇七) 一一二頁。
- (27) アメリカの消極的な態度を示すものとして、Joel I Klein, *A Note of Caution with Respect to a WTO Agenda on Competition Policy* (Department of Justice, November 18 1996).
- (28) 特に先進国と開発途上国で格差が大きく、共通の指標を作りにくい知的財産分野との関連で先進国の競争法の導入を論ずるものとして、Frederick M. Abbott, *Are the Competition Rules in the WTO Trips Agreement Adequate?*, 7(3) JOURNAL OF INTERNATIONAL ECONOMIC LAW 687, 693 (2004).
- (29) 本田・前掲注(1)一七六頁。
- (30) 電電公社による資材調達問題などを中心とする政府調達問題が顕在化した。田村・前掲注(5)一八頁。